

王子本町二丁目町会会館使用規程

(趣 旨)

第1条 王子本町二丁目町会会館（以下「町会会館」という。）の使用に関する必要事項は、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 町会会館は、王子本町二丁目町会の事業の推進並びに同町会会員（以下「会員」という。）相互の親睦、福祉の増進及び会員の教養・文化の向上に役立つ集会・行事に使用することを目的とする。

(管 理)

第3条 町会会館の管理者は会長とする。町会会館の使用に関する事項はすべて役員会の審議に付し、会長がこれを統括し、総務部がその業務を代行する。

(事業上の使用)

第4条 町会会館を次の各号に定める事業を推進するため使用する場合は、他に優先して取り扱うものとし、また、その使用料は無料とする。

- (1) 総会、役員会、合同会議、その他町会事業推進のため、会長が招集、又は承認した各部の会議及びその行事
- (2) 役員会の議決に基づいて開催される会員相互の親睦、教養文化の向上、敬老行事、福祉活動、リサイクル運動等を目的とした諸活動、又はその行事
- (3) 非常災害の発生による被災者の収容、救援を目的として使用するため、会長が指示した場合。ただし、会長は、事前又は事後に役員会の承認を得なければならない。
- (4) その他公共の福祉、地域社会の保安等のため、官公署からの要請に基づくもので役員会が相当と認めた行事

(有料使用の条件)

第5条 会員から個人、又は団体で私的行事のため使用の申込があった場合は、

次の各号の条件に適合する限り、有料で使用を認める。

- (1) 申込の名義人は、会員であること。
 - (2) 会員以外の者である場合は、その申込を会員名義で行い、使用上の責任を明確にすること。
 - (3) 行事の目的及び内容が社会の治安秩序及び公益を乱し、風俗を害さざること。
 - (4) 営利・営業が目的でないこと。
- 2 前項各号に違反すると認めるときは、その使用を拒否することができる。また、既に使用許可を与えた後であっても、これを取り消すことができる。

(非常災害使用の優先)

第6条 非常災害が発生し、その対策本部の設置及び被災者の収容、救援に使用する場合は、最優先とする。

ただし、火災等による特定当事者の救援の場合は、最高使用日数を連続して10日間を限度とし、この場合の使用料は無料とする。

(葬儀使用の優先)

第7条 会員又は同居の親族に不幸が発生し、使用の申込があった場合は、他の先約に係わらず優先して使用を認めるものとする。

ただし、災害対策本部設置期間、祭事期間、総会の日、その他やむを得ない場合は除かれる。

- 2 葬儀は、連続して2日の使用を原則とする。ただし、葬儀期間中に友引等の日がある場合は、1日限り延長することができる。

(使用申込手続)

第8条 町会会館を使用する場合は、所定の「会館使用申込書」(別紙一)2部に必要事項を記載して、原則として使用日の2か月前の同日より1週間前までに鍵保管者に提出し、会長の許可を得なければならない。

- 2 未成年者の使用申込は、保護者又はこれに準ずる責任者の使用申込を必要とする。保護者又は責任者は、会館使用中事故の発生がないよう立ち会わなければならない。

(使用の順位)

第9条 町会会館は、次の順位により使用を認める。

- (1) 町会運営のため、事業上の会合等による使用
- (2) 官公署等の要請に基づく使用
- (3) 会員の使用

ただし、第6条及び第7条に規定する場合は、この限りでない。

- (4) 会員以外の者の使用

- 2 緊急事態の発生により、この会が町会会館を使用する場合は、既に使用許可を与えている場合であっても、その日時の変更を求めることができる。

(使用時間及び使用料金)

第10条 一般の場合の使用時間及び使用料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用時間は、原則として8時から22時までとする。

- (2) 会員のみで構成されている会の使用料金

全日 5,000円

8時～12時

12時～17時 各 2,000円 追加1時間毎に500円

17時～22時

- (3) 会員の申込による会員以外の者の使用

全日 8,000円

8時～12時

12時～17時 各 3,000円 追加1時間毎に700円

17時～22時

- (4) 使用料金は、申込と同時に前納するものとする。

ただし、使用者の都合により取り消した場合は、納金の50%を返却する。

- (5) 宿泊は、火災等による特定当事者及び葬儀関係者以外は許可しない。

- 2 葬儀の場合の試用期間及び使用料金は、次のとおりとする。

- (1) 会員の場合
 - イ 連続で2日間使用の場合 5万円
 - ロ 連続で3日間使用の場合 7万円
- (2) 会員以外の者の場合
 - イ 連続で2日間使用の場合 7万円
 - ロ 連続で3日間使用の場合 10万円

葬儀の場合は、宿泊、備品等の使用料金を含むものとする。

(備品等の外部貸出及び借用手続)

第11条 町会会館の備品等は、外部貸出することができる。借用者は、所定の「備品等借用申込書」(別紙二)2部を、原則として使用日の3日前までに会計担当者に提出し、会長の許可を得なければならない。

- 2 使用期間は、貸出日、返却日を含めて3日間とし、1回の使用料金及び貸出品目は、次のとおりとする。

天幕1張	2,000円	紅白幕1張	1,000円	茶器一式	500円
テーブル1卓	200円	座卓 1卓	100円	椅子1脚	50円
座布団1枚	30円				

(実費弁償)

第12条 町会会館の建物及び備品等の町会資産を、破損、汚損又は紛失した場合は、会長に届け出て、その損害の時価相当額を弁償しなければならない。

(遵守事項)

第13条 町会会館の使用については、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 夜間に於ける騒音の防止に留意し、原則として22時以降の使用を禁止する。
- (2) 建物及びその付属物並びに備品・器具類を慎重に取り扱うこと。
- (3) 終了時は、火器類・水道・電気・戸締り・施錠の点検及び室内・流し場・冷蔵庫・便所等の清掃・整理を行い、また、ゴミは自宅へ持ちかえり処理すること。

(その他の事項)

第14条 上記に規定する以外の事項については、役員会で議決するものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成10年5月17日（総会の日翌日）から施行する。
- 2 この規程は、平成14年5月19日（総会の日翌日）から施行する。

会館使用願い及び物品借用願い

王子本町二丁目町会

平成 年 月 日

会長 町田幸夫 殿

住所

申込責任者 氏名

印

電話

会館使用申込書

1. 使用目的

2. 使用年月日 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3. 使用時間 時 分 ~ 時 分まで

4. 使用人員 約 名

5. 使用階層 全館 1階 2階

(使用条件)

使用規程を遵守します。

物品借用申込書

天幕 (張) 座卓 (卓) 紅白幕 (張)

椅子 (脚) 茶器 (一式) 座布団 (枚)

テーブル (卓)

(使用条件)

破損紛失等の場合は規程に従います。

承認印